

(文書1)

国自環第 118 号
平成 20 年 9 月 29 日

社団法人日本アイソトープ協会会長等の放射性同位元素の届出版売業者 あて

国土交通省自動車交通局技術安全部
環境課長 矢作 伸一

放射性同位元素の安全・確実な運搬の徹底及び点検について

去る 9 月 27 日に当省より、別添のとおり、放射性同位元素(リン 32)の所在不明事案について、発表したところである。本件については、未だ輸送物が発見されるに至っておらず、国民に多大な不安を与えており、誠に遺憾である。

については、放射性同位元素の輸送にあたっては、荷主としてはもちろんのこと、運搬を行う全ての者においても、放射線障害防止法及び同法に基づく車両運搬規則等の関係法令について、遵守の徹底を図ることが極めて重要であり、関係者の遵守状況について至急点検・再確認の上、その結果につき速やかに報告されたい。

(参考)

- 放射線障害防止法の正式名称は、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和 33 年法律第 167 号)」。
- 車両運搬規則の正式名称は、「放射性同位元素等車両運搬規則」(昭和 52 年運輸省令第 33 号)。同規則及び関係の告示においては、関係者以外の者が通常立ち入る場所に積載しないこと、運搬に従事する者に対し、放射性輸送物の取扱い方法等について教育及び訓練を行うこと等の、運搬に当たって遵守しなければならない基準が決められている。

(文書2)

国自貨第87号
平成20年9月29日

社団法人 全日本トラック協会会長
中西 英一郎 殿

国土交通省自動車交通局
貨物課長 一見 勝之

放射性物質輸送の適切な取扱いについて

今般、放射性同位元素が輸送中に紛失するという事故が発生したところであり(別添参照)、このような事案が発生したことは、誠に遺憾である。

放射性同位元素は、人体に放射線障害を引き起こす恐れのある危険な物質であり、その取扱いには嚴重な注意を要するものである。そのため、放射線同位元素の運搬については、放射線同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和三十二年法律第百六十七号)により厳しく規制されているところである。

今回の事案については、現在、関係者において調査を行っているところであるが、同様の運搬を行うに当たっては、格段の注意を払って適切な取扱いを行うよう、至急、傘下会員事業者に対して周知徹底を図られたい。

(文書3)

国政参復第 109 号
平成 20 年9月 29 日

(社)航空貨物運送協会会長 中 谷 桂 一 殿

国土交通省政策統括官付
参事官(複合物流)志村 務

放射線同位元素の輸送について

今般、放射性同位元素が輸送中に紛失するという事故が発生いたしました。(別添参照)このような事案が発生したことは、誠に遺憾であります。本件は、利用運送事業者が荷主からの放射性同位元素の輸送委託を受け、輸送を実運送事業者に行わせている過程において紛失したものであり、現在、発見に向け捜索しているところであります。

放射性同位元素は、人体に放射線障害を引き起こす恐れのある危険な物質であり、その取扱いには、厳重な注意を要するものであると認識しております。

放射線同位元素の運搬については、放射線同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和三十二年法律第百六十七号)により厳しく規制されています。

つきましては、貴協会におかれましても会員事業者に対し、放射線同位元素の運送引き受けに際し、委託する運送事業者に対し十分な注意を払うとともに、放射線物質の厳格な管理を行い輸送する旨指示するよう、周知方よろしく申し上げます。

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

平成 20 年 9 月 27 日
 国 土 交 通 省
 文 部 科 学 省

輸送中の放射性同位元素の所在不明について

平成 20 年 9 月 27 日(土)14:00 頃、社団法人日本アイソトープ協会から国土交通省及び文部科学省に対し、放射性同位元素の許可使用者に向けて発送した放射性同位元素を入れた輸送物が、到着予定日を過ぎても届いていないとの連絡がありました。

現在、輸送業者及び社団法人日本アイソトープ協会が輸送経路等を調査し、発見に努めているところです。

1. 報告者

発送者：社団法人日本アイソトープ協会
 住 所：東京都文京区本駒込 2-28-45

2. 経緯

- (1)平成 20 年 9 月 24 日(水)、社団法人日本アイソトープ協会市原配送施設(千葉県市原市)から許可使用者(京都府南丹市)に対して、放射性同位元素(リン 32)を入れた輸送物 1 箱を、輸送業者に依頼して発送した。
- (2)許可使用者より到着予定日(平成 20 年 9 月 25 日(木))に輸送物が届かないとの連絡があったため、同協会が輸送業者に確認したところ、輸送物は伊丹空港まで輸送されたものの、輸送業者の営業所(京都府京都市)にて所在が不明な状態になっていることが、平成 20 年 9 月 26 日(金)に判明。
- (3)同協会の職員を派遣して、輸送業者とともに、輸送物を調査中。

3. 輸送物

輸 送 物 : 段ボール箱 1 箱(外寸法 21.5cm × 21.5cm × 22cm)
 放射性同位元素: 密封されていない放射性同位元素(リン 32: 半減期 14.2 日)
 (プラスチック容器(直径 5.5cm × 高さ 8.0cm)1 本に封入)
 数 量 : 37MBq

なお、輸送物には、開封禁止である旨と連絡先(日本アイソトープ協会)が書かれている。

4. 放射線の影響等

輸送物の表面線量: 0.1 μ Sv/h

放射線の影響: 当該輸送物からの放射線は、輸送物の表面で自然放射線と同程度であり、輸送物から容器を取り出し、開封しない限り、放射線の影響はない。

5. 当省の対応

国土交通省及び文部科学省は、同協会に対して、引き続き輸送物の回収に努めるように指導するとともに、今後、情報収集を行う。また、放射線障害防止法第 42 条に基づき詳細な報告を求めることとしている。

<お問い合わせ先>

国土交通省 自動車交通局 技術安全部 環境課 矢作、野津

TEL:03-5253-8111(内線 42-501、42-502) 直通:03-5253-8603

文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課放射線規制室長 中矢 隆夫

TEL:03-6734-4043(直通) 03-5253-4111(内線 3940)